

○共立蒲原総合病院組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

〔昭和39年4月1日〕
規則第13号

改正	平成元年12月25日規則第11号	平成2年12月25日規則第8号
	平成4年4月1日規則第1号	平成13年3月26日規則第3号
	平成14年3月25日規則第2号	平成14年12月24日規則第6号
	平成18年3月23日規則第2号	平成24年3月27日規則第1号
	平成24年7月6日規則第6号	平成24年11月16日規則第7号
	平成27年3月27日規則第4号	平成28年3月28日規則第5号
	平成29年3月30日規則第2号	令和2年3月26日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例（昭和32年共立蒲原総合病院組合条例第3号。以下「給与条例」という。）に基づき、職員の期末手当及び勤勉手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(期末手当の支給を受ける職員)

第2条 給与条例第18条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「基準日」という。）に在職する職員（給与条例第18条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 無給休職者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
- (2) 刑事休職者（法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
- (3) 停職者（法第29条の規定により停職にされている職員をいう。）
- (4) 専従休職者（法第55条の2第1項ただし書の許可を受けている職員をいう。）
- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員（以下「育児休業職員」という。）のうち、共立蒲原総合病院組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年共立蒲原総合病院組合条例第1号。以下「育児休業条例」という。）第7条第1項に規定する職員以外の職員

(期末手当を支給しない職員)

第3条 給与条例第18条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

- (1) その退職が法第29条の規定による懲戒免職の処分であった者
- (2) その退職が法第28条第4項の規定による失職（法第16条第1号に該当する場合を除く。）であった者
- (3) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者
- (4) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、法第28条の5第1項若しくは第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に限る。）となったもの
 - ア 給与条例の適用を受ける職員
 - イ 企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員のうち、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者以外のものをいう。以下同じ。）
- (5) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他任命権者の定める者に限る。）となったもの
 - ア 国家公務員（期末手当及び勤勉手当の支給について給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を国家公務員としての在職期間に通算することを認めている国家公務員をいう。以下同じ。）
 - イ 他の地方公務員（期末手当及び勤勉手当の支給について給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を地方公務員としての在職期間に通算することを認めている地方公共団体に勤務する職員をいう。以下同じ。）
 - ウ 国立大学法人職員（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人（以下「国立大学法人」という。）のうち期末手当及び勤勉手当の支給について給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を当該国立大学法人の職員としての在職期間に通算することを認めている国立大学法人に勤務する職員をいう。以下同じ。）

第4条 給与条例第22条第5項ただし書の規則で定める職員は、前条第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる職員とし、これらの職員には期末手当を支給しない。

第5条 基準日前1箇月以内において給与条例の適用をうける職員としての退職が

2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

(加算を受ける職員及び加算割合)

第5条の2 給与条例第18条第5項(給与条例第19条第4項において準用する場合を含む。)の各給料表の適用を受ける職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して当該各給料表につき規則で定めるものは、別表第1の職員欄に掲げる職員とする。

2 給与条例第18条第5項の規則で定める職員の区分は、別表第1の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。

(期末手当に係る在職期間)

第6条 給与条例第18条第2項に規定する在職期間は、同条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) 第2条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2) 育児休業職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間

(3) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間

(4) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(育児休業条例第14条第1項の規定により読み替えられた給与条例第4条第1項に規定する算出率をいう。第12条第2項第4号において同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

3 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び公務傷病等による休職者(給与条例第22条第1項の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)であった期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行わない。

第7条 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が給与条例の適用を受ける職員となった場合(第2号から第4号までに掲げる者にあつては、引き続き給与条例の適用を受ける職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。

- (1) 企業職員及び技能労務職員
- (2) 国家公務員
- (3) 他の地方公務員
- (4) 国立大学法人職員

2 前項の期間の算定については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(一時差止処分に係る在職期間)

第7条の2 給与条例第18条の2第4号及び第18条の3第1項（これらの規定を給与条例第19条第5項及び第22条第6項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前条第1項各号に掲げる者が引き続き給与条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

(一時差止処分の手続)

第7条の3 任命権者は、給与条例第18条の3第1項（給与条例第19条第5項及び第22条第6項において準用する場合を含む。）の規定による一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）を行おうとする場合は、あらかじめ、管理者に協議しなければならない。

第7条の4 任命権者は、一時差止処分を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

2 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を共立蒲原総合病院組合公告式条例（昭和36年共立蒲原総合病院組合条例第18号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもってこれに代えることができるものとし、掲示された日から2週間を経過した時に文書の交付があったものとみなす。

(一時差止処分の取消しの申立ての手続等)

第7条の5 給与条例第18条の3第2項（給与条例第19条第5項及び第22条第6項において準用する場合を含む。）の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、任命権者に対して行わなければならない。

2 任命権者は、前項の申立てがなされた場合には、速やかに、その取扱いについて管理者に協議しなければならない。

(一時差止処分の取消しの通知)

第7条の6 任命権者は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者に及び管理者に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知しなければならない。

(審査請求の教示)

第7条の7 給与条例第18条の3第5項(給与条例第19条第5項及び第22条第6項において準用する場合を含む。)に規定する説明書(次条において「処分説明書」という。)には、一時差止処分について、管理者に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求期間を記載しなければならない。

(処分説明書の写しの提出)

第7条の8 任命権者は、一時差止処分を行った場合は、処分説明書の写し1通を管理者に提出しなければならない。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第8条 給与条例第19条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 休職者。ただし、公務傷病等による休職者を除く。
- (2) 第2条第3号又は第4号に該当する者
- (3) 育児休業職員のうち、育児休業条例第7条第2項に規定する職員以外の職員

第9条 給与条例第19条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる者のうち、支給日に勤勉手当に相当する手当が支給されない者についてはこの限りでない。

- (1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者
- (2) 第3条第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる者

2 第5条の規定は、前項の場合に準用する。

(勤勉手当の支給割合)

第10条 給与条例第19条第2項に規定する割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合(以下「期間率」という。)に第14条に規定する職員の勤務成績による割合(以下「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第11条 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて別表第2に定める割合とする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 前条に規定する勤務期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 第2条第3号及び第4号に掲げる職員又は法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として在職した期間
- (2) 育児休業職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（公務傷病等による休職者であった期間を除く。）
- (4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
- (5) 給与条例第12条の規定により給与を減額された期間
- (6) 共立蒲原総合病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年共立蒲原総合病院組合規則第2号）第14条第1項第2号又は第3号の規定により勤務しなかった期間から共立蒲原総合病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年共立蒲原総合病院組合条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項、第4条又は第5条に規定する週休日、給与条例第12条第1項第1号及び第2号に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (7) 勤務時間条例第17条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (8) 勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (9) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (10) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

第13条 第7条第1項の規定は、前条に規定する給与条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

（勤勉手当の成績率）

第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。

(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 100分の170以内

(2) 再任用職員 100分の60以下

（端数計算）

第15条 給与条例第18条第2項の期末手当基礎額又は同条例第19条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第16条 この規則に定めるもののほか、期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 共立蒲原総合病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年規則第13号）は廃止する。

附 則（平成元年12月25日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の共立蒲原総合病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年12月25日規則第8号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条第2項第4号の改正規定は平成3年1月1日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の共立蒲原総合病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成2年4月1日から適用する。

（経過措置）

3 平成3年6月に支給する勤勉手当に係る勤務時間の算定に関しては、改正後の規則第12条第2項第4号の規定は、同号の改正規定の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成4年4月1日規則第1号）

（施行期日等）

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

2 平成4年6月に支給する期末手当に係る在職期間の算定に関しては、この規則による改正後の共立蒲原総合病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第6

条第2項中第2号の規定は、この規則の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月26日規則第3号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日規則第2号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月24日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 平成15年6月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の共立蒲原総合病院組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第7条第1項の規定の適用については、同規則第7条第1項中「6箇月」とあるのは「3箇月」とする。

附 則（平成18年3月23日規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第6号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成24年11月16日規則第7号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第4号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第5号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第5条の2関係）

給料表	職員	加算割合
行政職給料表	事務長（6級） 事務次長（6級）	15%
	課長（6級） 室長（6級） 参事（6級）	10%
	参事補（5級） 主幹（4級） 専門員（4級） 主査（3級） 副主任（3級） 2級職員で 大学卒経験年数19年以上の者 短大2卒経験年数22年以上の者 高校卒経験年数25年以上の者 中学卒経験年数30年以上の者	5%
医療職給料表(1)	院長（5級） 副院长（4級） 診療参事（4級） センター長（3級） 部長（3級） 科長（3級）	15%
	医長（2級）	10%
	1級職員で 医大卒経験年数5年以上の者	5%
医療職給料表(2)	診療技術部長（6級） 薬局長（6級）	15%
	技師長（6級） 技監（6級） 副薬局長（5級）	10%
	副技師長（5級） 主任（5級） 副主任（4級） 専門員（4級） 3級職員で 大学卒経験年数13年以上の者 短大3卒経験年数15年以上の者 短大2卒経験年数16年以上の者 高校卒経験年数18年以上の者	5%
医療職給料表(3)	副院长（6級） 看護部長（6級）	15%
	副看護部長（5級） 看護師長（5級） 介護長（5級）	10%
	副介護長（5級） 主任（5級） 副主任（4級）	5%

	専門員（4級） 3級職員で 大学卒経験年数14年以上の者 短大卒経験年数15年以上の者 准看護学校卒経験年数19年以上の者	
--	---	--

別表第2（第11条関係）

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上 6箇月未満	100分の95
5箇月以上 5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上 5箇月未満	100分の80
4箇月以上 4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上 4箇月未満	100分の60
3箇月以上 3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上 3箇月未満	100分の40
2箇月以上 2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上 2箇月未満	100分の20
1箇月以上 1箇月15日未満	100分の15
15日以上 1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0